

## 第4次枕崎市子ども読書活動推進計画

# 「1日20分読書運動」

～毎月23日は子どもとっしょに読書の日～



令和7年3月  
枕崎市教育委員会

# 目 次

はじめに .....	1
枕崎市における読書推進活動	
<b>第1章 基本的な考え方 .....</b>	<b>4</b>
I 乳幼児期における子どもの読書活動の推進	
II 学校等における子どもの読書活動の推進	
III 家庭や地域における子どもの読書活動の推進	
IV 市立図書館における子どもの読書活動の推進	
V 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	
<b>第2章 子どもの読書活動推進のための方策 .....</b>	<b>6</b>
I 乳幼児期における子どもの読書活動の推進	
1 乳幼児健診時における子ども読書活動の推進方策	
2 幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進方策	
II 学校等における子どもの読書活動の推進 .....	<b>7</b>
1 学校等における子どもの読書活動の推進方策	
2 学校図書館等の整備・充実	
III 家庭や地域における子どもの読書活動の推進 .....	<b>11</b>
1 家庭や地域における子どもの読書活動の推進方策	
IV 市立図書館における子どもの読書活動の推進	
1 市立図書館等における子どもの読書活動の推進方策	
2 市立図書館の整備・充実	
V 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進 .....	<b>13</b>
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、市立図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 読書感想文コンクールの実施と奨励	
<b>第3章 推進体制の整備 .....</b>	<b>14</b>
I 子どもの読書活動推進体制の整備	
II 関係機関・団体との連携・協力体制の整備	
<b>第4章 成果と課題 .....</b>	<b>14</b>
<b>&lt;資 料&gt;</b>	
○子どもの読書活動の推進に関する法律 .....	<b>16</b>
○用語の説明 .....	<b>18</b>

## はじめに

子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要である。

本市においては、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」を基本目標に掲げ、生涯学習の観点に立ち、主体性・創造性・国際性を備え、心豊かでたくましく生きる市民の育成を目指して、教育・文化・スポーツの振興を図っている。

また、本市の教育的伝統や風土に根差した文化を生かす中で、社会の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、学校・家庭・地域社会の連携と協力のもとに「生きる力」を備えた青少年の育成に努めている。

市立図書館では、地域のもっとも身近な生涯学習施設として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を支援するため、図書館サービスの質の向上を目指している。令和 3 年 4 月からは図書館システムを導入し、作業の効率化を図るとともに、市民の図書館活用の利便性の向上に努めている。

子ども読書活動においては、市立図書館を通じて、学校・家庭・地域全体で推進するための環境整備に努め、読書グループの活性化、読書活動の推進にかかわる方々のスキルアップなどに取り組んでいる。また、児童・生徒の読書活動においても、学校や学校図書館と連携し、読書の幅を広げ読書体験を深めるような機会を提供している。

各学校においては、「家読」や「ノーメディアデー」の取組など読書活動の推進に努めているほか、学校図書館の利活用や独自の特色ある取組を活発に展開し読書活動の充実に努めている。

各機関が様々な取組を行う中、子どもたちの情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、情報過多による弊害や子どもの読書活動に大きな影響を与えていると思われる。今後、すべての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたって読書に親しんでいくためには、読書活動を取り巻く情勢の変化や子どもの読書活動の状況を踏まえ、一層子どもの読書活動の効果的な推進が求められる。

本市では、「第 5 次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を基に、本市におけるこれまでの子ども読書活動の推進状況と成果を踏まえ、「第 3 次枕崎市子ども読書活動推進計画」を改訂し、「第 4 次枕崎市子ども読書活動推進計画」を策定する。

本計画の実施期間は、令和 7 年度からおおむね 5 年とする。

## 枕崎市における読書活動推進

- 昭和36年 ○読書グループの育成に努力した実績を認められ、鹿児島県図書館長の表彰を受ける。
- 昭和53年 ○母子コーナーの設置、親子読書会の結成、蔵書の拡充に努め、読書活動の推進を図る。
- 昭和55年 ○幼児と母親の読書教室を開設
- 昭和57年 ○紙芝居とお話の時間を開設（毎週火曜日 15：30～16：00）  
○読書感想文集の発行
- 昭和58年 ○ヤングアダルトコーナーを設置  
（中高校生向け図書 1000 冊）
- 平成18年 ○「子ども読書活動推進計画」を策定  
○子どもの読書への興味を引きつけるため多様な行事や研修会、読書講演会を開催。  
○読書グループの充実を図り7つのグループが結成され、各小・中学校、幼稚園保育園等で読み聞かせ活動を行う。  
○読書週間には小学生から一般までを対象に読書感想文の募集を行う。
- 平成24年 ○桜山小学校  
鹿児島県読書活動推進優良校表彰  
○「紙芝居とお話の時間」を「おはなしのへや」と名称を改め毎月23日15：00～15：30に変更。
- 平成25年 ○桜山小学校  
子ども読書活動優秀実践校文部科学大臣賞受賞
- 平成27年 ○「子ども読書活動推進計画」第2次推進計画改定  
○読み聞かせボランティアグループ連絡会  
鹿児島県図書館協会優良読書グループ表彰
- 平成28年 ○「わくワーククラブ」の発足

- 「ファーストブック講座」開始
- おむすびの会
  - 鹿児島県図書館協会優良読書グループ表彰
  
- 平成 29 年
  - ふれあい図書館まつりの中で読書感想文コンクール表彰式及び読書講演会を行う。
  - 図書館利用団体の育成や様々な読書活動の推進に尽力した功績を認められ南薩地区社会教育振興会の表彰を受ける。
  
- 平成 30 年
  - 別府中学校
    - 第 28 回全国読書感想文コンクール椋鳩十記念館賞 椋鳩十賞・学校賞受賞
  - 鹿児島県図書館大会にて「子どもの読書活動推進優良図書館」として表彰される。
  - のはら' S
    - 鹿児島県図書館協会優良読書グループ表彰
  
- 令和 2 年
  - 「子ども読書活動推進計画」第 3 次推進計画改定
  - 令和 2 年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）の文部科学大臣賞受賞
  - すずの音
    - 鹿児島県図書館協会優良読書グループ表彰
  
- 令和 3 年
  - 図書館システム導入
  - 鹿児島県内図書館蔵書横断検索システムに参加
  - 「セカンドブック講座」開始
  - たんぽぽのわたげ
    - 鹿児島県図書館協会優良読書グループ表彰
  
- 令和 4 年
  - 枕崎高等学校
    - 子ども読書活動優秀実践校文部科学大臣賞受賞
  
- 令和 5 年
  - 読み聞かせボランティアグループ連絡会
    - 読書推進運動協議会全国優良読書グループ表彰

## 第1章 基本的な考え方

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身がその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることのできる環境整備を、社会全体で取り組んでいくことが重要である。そのため、本市は、国・県の基本的方針を踏まえ、次の4つを基本方針とする。

- 1 読書への関心を高める取組として、様々な人々と連携・協力し、生活環境の中に意図的・計画的に読書の機会を提供する。
- 2 発達段階に応じた読書活動と子どもの視点に立った読書活動を効果的に取り組むことで、読書習慣の形成を図る。
- 3 読書バリアフリー法を踏まえ、多様な子どもたちに対応した読書環境を整備する。
- 4 読書活動の変化に関する実態把握と分析を行うことで、取組の充実と促進を図る。

この基本方針を具現化するために、本市においては、次の5つの推進の柱を立てて計画を進める。

### I 乳幼児期における子ども読書活動の推進

乳幼児健診等の機会を利用して、子どもの発育段階のより早い時期から読書習慣の形成が必要である。

子どもと読書を取り巻く状況の変化に留意し、乳幼児期から本に親しむ環境を醸成する必要がある。

### II 学校等における子ども読書活動の推進

子どもの主体的な読書態度の育成や読書習慣の形成を図ることは、児童・生徒、一人一人の発達や読書経験に留意し取組をすすめることが重要である。また、小学校から中学校、中学校から高校の接続期において、生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向が見られることにも留意し、学校等の連携による継続した取組が重要である。読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。

### Ⅲ 家庭や地域における子どもの読書活動の推進

家庭や地域において実践されている「1日20分読書」、「朝読み・夕読み」等の読書活動を生かしながら、親子で読書に親しみ読書を習慣化するための取組を行っていくことで親子のふれあいの機会を増やし、心の教育を推進することが重要である。

また、市PTA連絡協議会や市子ども会育成連絡協議会等と連携し、子どもの読書活動を地域ぐるみで支援していく必要がある。

### Ⅳ 市立図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしており、引き続き図書館における取組を充実させていくことが重要である。

本好きな子どもを多く育てるために、発達段階に応じた子どもたちの特性を踏まえ、多様な子どもたちの読書のきっかけづくりとして、魅力的な行事等、創意を凝らした読書活動や図書資料の収集と提供方法の充実を図るよう努める。

また、司書や読書推進活動に関わる団体等の資質・能力の向上を図るため継続的・計画的な研修を実施することも重要である。

### Ⅴ 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民が理解と関心を深めるために、子ども読書活動の取組を図り、社会全体での取組を推進していく気運を高めることが重要である。さらに子ども読書に関わる団体がより充実した活動を行えるよう支援し、情報交流や

合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、絵本専門士や認定絵本士等の人材活用を推進する。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### I 乳幼児期における子どもの読書活動の推進

#### 1 乳幼児健診時における子ども読書活動の推進方策

市立図書館では、乳幼児健診時に、図書館職員が出向いて、図書館の利用案内や乳幼児への読み聞かせを実施している。保護者に対しては、市立図書館が作成したリーフレットを配布するとともに、家庭読書の重要性和読み聞かせに適した絵本等の紹介を行っている。

また、本市が実施するブックスタート事業は、「絵本」を手渡されることで読み聞かせへの意欲につなげるとともに、ボランティアやそれぞれの親子と交流することで、保護者と地域をつなぐ目的も達成される。そして、乳幼児期に始まった読書習慣をその後も継続させ、より読書の世界を広げ、自発的な読書活動につなげることを目的とした「セカンドブック事業・サードブック事業」の実施も視野に入れる。

##### (1) 多様な読書活動の推進

- ア 乳幼児健診時に家庭読書の大切さを伝えるとともに、絵本を楽しむ「体験」を親子で共有することで読書の重要性についての理解を促す。
- イ 子育てサロン等では、発達段階に応じた絵本の紹介や、わらべうたに親しむ活動や、乳幼児が言葉を獲得するきっかけとしての絵本の読み聞かせなど、読書活動の発展に努める。

##### (2) ブックスタート事業の推進

図書館・ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力して、家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとなるよう、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す。

##### (3) セカンドブック事業の推進

「セカンドブック」は「ブックスタート」に続く事業で、子どもたちの成長に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援することを目的としている。「セカンドブック事業」を行うことで、本や図

書館に興味をもち継続的に本との関わりをもってもらえるよう発達に応じた絵本を手渡す。

## 2 幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進方策

市立図書館では、幼稚園・保育所との連携を密にしながら、定期的に各園における出前読み聞かせを行っている。

幼稚園、保育所等においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、保護者、ボランティア等の協力も得ながら、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促すことが重要である。

### (1) 成長に応じた図書の選定と読書環境の整備

- ア 絵本に親しむ機会を設定するとともに、発達段階に応じた図書選定の工夫と安心して図書に触れることができるようなコーナーを確保し、保護者、ボランティア等と連携・協力しながら、図書の整備を図る。
- イ 市立図書館と連携を図り、団体貸し出しの利用等で読書環境の整備に努める。

### (2) 多様な読書活動の取組の充実

幼児に興味を抱かせる手段として、エプロンシアター・パネルシアターなどを使用し、読み聞かせの多様性を図る。

### (3) 教諭や保育士等の資質向上の推進

読書活動に関する研修に積極的に参加し、資質向上を図る。

## II 学校等における子どもの読書活動の推進

### 1 学校等における子どもの読書活動の推進方策

子どもたちが自ら考え、自分自身の判断で行動し、自分の考えを相手に伝える。これらの能力は読書活動でも育まれるという点から読書の重要性は一層高まってきている。

また、小学生期・中学生期・高校生期の発達段階ごとの特徴を踏まえ、読書活動を推進していくことが重要である。

枕崎市内の各学校では、それぞれの教育課程に沿って計画的な読書指導が行われている。市立図書館と学校司書が連携を図りながら、それに付加する活動を充実させ、積極的に民間ボランティアの活用も図っている。

家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち

絆（きずな）を深める手段として重要なものであり、学校・図書館等の連携により家庭教育支援の取組も活用しつつ行われることが重要である。

(1) 学校における子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実

- ア 全校一斉読書（朝読書を含む）の時間を設定し、教職員と児童生徒が一緒に読書活動に取り組む。
- イ 読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置付けた、児童生徒の主體的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。
- ウ 子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会・ペア読書・ブックトーク・アニメーション・ビブリオバトル等、子どもが自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、さらに読書の幅を広げるとともに、同世代に読書を広めていく取組の実施を促す。
- エ 児童会や生徒会等による自主的な読書活動の推進・学級文庫を充実させる。
- オ 各教科で学んだことを発展的に調べたり、読書によって慣れ親しんだりできるように、学校図書館の機能を活用する。
- カ 小中連携の取組の中で、読書体験や読書活動の様子についての情報交換や、読書活動を通じた児童生徒の交流を推進する。読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することに努める。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- 読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進する。
- ア 親子読書にふさわしい本の紹介や家庭における読書推進策の普及・啓発を行う。
  - イ 読書の意義や家庭の読書環境について啓発するとともに、「1日20分読書」に対する支援を行う。
  - ウ 市立図書館の利用についての計画的な指導を行う。
  - エ 家庭教育学級やPTA活動において、専門知識を有する者や市立図書館司書等の活用による多様な読書の取組を行う。
  - オ 「家読」・「ノーメディアデー」の取組を推進する。

(3) 教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむとともに、すべての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められて

いる。学校図書館の活用方策や読書指導の促進方策等について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要である。

ア 読書指導の研究校や家庭・地域との連携による読書活動実践校の事例研究を行う。

イ 読書指導担当者等との連携により全校体制で取り組んでいる読書指導の事例や実践例を紹介する。

ウ 読書指導担当者等の部会や研修会〔司書（等）研修会、フレッシュ研修会等〕を充実させるとともに、読書に関する研修（子ども読書活動推進研修会）への参加に努める。

#### (4) 障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもは特別支援学級のみならず通常の学級にも在籍していることを踏まえ、すべての学校において障がいのある子どももまた豊かな読書活動を体験できるよう努める。

個々の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備と、障がいのある子どもが、豊かな読書活動を行えるよう支援する。

ア 障がいの状態に応じた図書を選定や環境の工夫と、点字資料や録音資料の作成等を行う施設（鹿児島県視聴覚障害者情報センター）の資料の活用を促進する。

イ 学校間において、読書指導に関する資料等の情報交換を行う。

ウ 手話・筆談などによるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料の代読サービスの実施を行う。

エ アクセシブルな書籍等の充実に努める。

#### (5) 乳幼児期の読書の状況について校種間の連携

小学校入学を前に行われている幼保小連絡会の機会等を利用して、乳幼児の読書習慣や読書活動の様子について積極的に情報連携を図る。

## 2 学校図書館の整備・充実

学校図書館については、児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校図書館は、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を効果的に進める基盤としての役割も期待されているため、学校教育での読書活動の中核的な役割を担い、様々な学習支援をしていくことが求められる。

(1) 学校図書館の図書、施設、その他の諸条件の整備・充実

ア 学校図書館の図書の充実

児童生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応える図書を充実させるために、学校図書館の計画的な整備に努める。

また、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図る。

イ 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校における多様な読書活動が図られるよう、学校図書館の施設や読書環境の工夫、学級における読書環境の整備・充実を図る。

ウ 学校図書館の情報化

学校図書館の情報化や、インターネットを利用した市立図書館との情報の共有化や連携に努める。

エ 学校図書館の活用のための人的環境の整備

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップのもと、読書指導担当者等が中心となり、全職員やボランティアが連携・協力して学校図書館の運営や機能の充実を図っていくことが重要である。そのため、次のようなことに努める。

- ・ 学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努める。
- ・ 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努める。
- ・ 司書教諭や学校司書のみならず、すべての教職員が連携するとともに、保護者や地域のボランティアの協力も得ながら、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することに努める。

(2) 市立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 市立図書館との連携

学校図書館にはない多種多様な蔵書と、読書指導の研修を積んだ図書館職員との情報交換や団体貸出を積極的に活用して、児童生徒の日常における読書活動の充実を図る。

イ 他校の学校図書館との連携・協力

自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習における多様な図書資料が必要な場合、近隣の学校図書館と連携・協力し合い、資料の

提供に努める。

#### ウ 学校種間の連携強化

学校種間の接続期において、生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向が見られることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない読書活動の推進に努める。

### Ⅲ 家庭や地域における子どもの読書活動の推進

#### 1 家庭や地域における子どもの読書活動の推進方策

家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものであり、学校、図書館等の連携により、家庭教育支援の取組も活用しつつ、保護者が読書活動の意義や必要性を十分理解することが重要である。

そのためには、市PTA連絡協議会や市子ども会育成連絡協議会において読書活動を努力点等に位置付け、家庭や地域においてその実践化を呼びかけるなど、地域ぐるみで推進していくことも大切である。

- (1) PTAや家庭教育学級・すくすく講座等において、読書活動の意義や必要性、子どもの発達に段階に応じた読書活動のあり方についての理解を深める講座を開設する。
- (2) 家庭での「ノーメディアデー」、「1日20分読書」、「家読」等を推進する。
- (3) 市立図書館や読み聞かせボランティア団体等を活用し、子ども会や地区公民館の青少年講座・公民館講座等において積極的に読書活動に取り組む。

### Ⅳ 市立図書館における子どもの読書活動の推進

#### 1 市立図書館における子どもの読書活動の推進方策

市立図書館は、読書の意義や機能において、児童生徒の発達に伴った資料の提供や多様な読書活動の機会を提供することが可能であり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っている。

司書とボランティアの連携による館内・館外での様々な読書活動等により、その機能が十分に発揮されるよう努めることが重要である。

- (1) 児童図書においては、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の図書や新聞、図鑑等、子どもの発達段階に応じた資料の収集や提供に努める。
- (2) 乳幼児の読書活動の支援として、ファーストブック講座・セカンドブック講座を実施する。
- (3) 地域の親子読書会や読書グループ等の関係団体、幼稚園や保育所、学校等の関係機関と連携した子どもの読書への興味を引き付ける多様な行事等を開催する。
- (4) ボランティアが活動できる場や機会等の情報提供、ボランティアの養成を図る研修の実施、ボランティアの受入れを実施する。
- (5) 学校、保育所、幼稚園、親子読書会等への図書の団体貸出を実施する。
- (6) 各地区公民館等の配本所の充実を図る。
- (7) 全校一斉読書（朝読書を含む）での読書活動では、資料・情報の提供など積極的な支援を行う。
- (8) 図書館ボランティア・わくワーククラブの活動を通して、様々な分野の本に触れる体験や、相互に本を紹介し合う機会をもつことで、個々の読書能力の育成を図る。

## 2 市立図書館の整備・充実

市立図書館においては、図書資料・設備等の充実を図るとともに職員の資質向上に努め、地域における子どもの読書活動を積極的に推進することが重要である。

また、図書館職員が、学校・地域・その他機関において図書館のもつ力を積極的に発揮した取組を行い、子ども読書活動の充実を図ることが重要である。

### (1) 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくために、子育て支援コーナーの整備や子どもが興味・関心を高めるコーナーを設置し充実させる。また、

児童図書をはじめ各世代のニーズを把握し、県立図書館や他の公共図書館と連携しながら計画的な整備・充実に努める。

(2) 設備等の整備・充実

社会のデジタル化、GIGAスクール構想との進展等を踏まえ、子どもたちの言語能力や情報活用能力を育むため、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努める。

(3) 司書の研修等の充実

図書館職員は、子どもの読書活動を推進する上で、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技能を習得するための研修の充実に努める。

(4) 障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 障がいのある子どもの読書活動を推進するため、「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」との連携を図り、相互貸借などによる資料の補充・整備に努める。

また、施設・設備面における点字表示等の配慮や、市立図書館利用の際の介助、対面朗読等のサービスに努める。

イ 読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障がい者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という）及び視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という）の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む読書活動の整備・充実に努める。

## V 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

### 1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民が子どもの読書活動に関心と理解を深め、子どもの読書意欲を高めるために設けられたものである。そこで、幼稚園・保育所・学校・市立図書館等においては、「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、それぞれ創意工夫した取組を行う。

また、鹿児島県図書館協会提唱の「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」に合わせた取組として「おはなしのへや」を実施し、「夏休み読書旬間」「全国読書週間」など、年間を通して子どもと大人が共に地域全体で、読書活動を推進するように努める。

### 2 学校、市立図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、学校や家庭、地域から広く各種情報を収集・提供し、啓発・広報することが大切であるので、ホームページ等を利用して各種情報の収集・提供に努める。

### **3 読書感想文コンクールの実施と奨励**

「全国読書週間」の期間中に、読書感想文コンクールを実施することで、子どもが本に興味をもち読書意欲をさらに高めていくことが期待できる。また、読書感想文の入賞作品を載せた文集「枕崎（まくらざき）」を学校・地域に配布することで、広く市民の間に子どもの読書活動への関心と理解が深まるよう努める。

## **第3章 推進体制の整備**

### **I 子どもの読書活動推進体制の整備**

「枕崎市子ども読書活動推進計画」の推進にあたっては、県及び近隣市町関係機関・団体と連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努める。また、市図書館協議会や校長・教頭研修会等において、本計画の趣旨等の理解に努め、推進体制の整備を図る。

### **II 関係機関・団体との連携・協力体制の整備**

子どもの読書活動を一層推進するためには、地域ぐるみで読書推進に取り組むことが重要である。放課後や休日に子どもたちが集まる児童館、放課後児童クラブ等の子どもが集まる地域の居場所についても、絵本専門士等の読書活動に関し専門的知識をもつ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、関係機関・団体等の連携・協力体制を整備する。

また、「枕崎市子ども読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策についての提言等を関係者に配布するとともに、ボランティアグループ等の民間団体が主体性をもち、相互に連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供する。

## **第4章 成果と課題**

本市においては、前章までに掲げた様々な施策によって、市立図書館、学

校図書館、各種団体等が連携・協力し、それぞれの読書推進活動において、主体的かつ積極的に活動を展開してきたが、読書活動の変化に関する実態把握と分析にはいたらなかった。

スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。こうした読書活動の変化に関する実態把握とその分析等を行い、数値目標の設定とその達成に向けた取組を行うことが今後の課題である。

また、司書や読み聞かせボランティア・読書活動に関わる人々の研修に、絵本専門士・認定絵本土などの専門的知識を有する者を活用し、これまで以上に独創的で子どもたちに興味を抱かせる読書推進活動を行うことが重要である。

さらに、地域の多様な人々の参画を得て、郷土の自然や文化を生かした地域ぐるみの読書活動を増やしていく必要がある。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

※法律第154号（H13. 12. 12 公布・施行）

## （目的）

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

**第2条** 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （子ども読書活動推進基本計画）

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### **(都道府県子ども読書活動推進計画等)**

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### **(子ども読書の日)**

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### **(財政上の措置等)**

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 用語の説明

### 【毎月23日は子どもといっしょに読書の日】

平成 15 年に鹿児島県図書館協会が提唱した、本県独自の取組。

### 【1日20分読書運動】

「全ての子どもが1日に少なくとも合計で20分程度の時間、読書に親しみましょう」という運動。昭和35年に久保田彦穂（椋鳩十）氏により提唱された「親子20分読書運動」を継承している。

### 【子ども読書の日】

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日号外法律154号）で定められた日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としている。

### 【ノーメディアデー】

メディアの氾濫状態から子どもたちを守り、基本的な生活リズムの確立や家族団らん時間を確保し、激しく変化していく未来の社会を生き抜く子どもの育成を目的とした取組。

小・中学校が連携し、中学校の定期考査に合わせて設定される、「家庭学習強調週間」に合わせて「ノーメディアデー」の実践を行っている。

取組内容は、「一日中メディアを利用しない」から、「メディア利用は、一日〇〇時間以内にする」「夜の〇〇時以降はメディアを視聴しない」「食事時間はメディアを視聴しない」等、家族で話し合い、考えた方法で実施する。

### 【ブックトーク】

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。

### 【読書会】

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。

### 【アニメーション】

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームやクイ

ズを取り入れるなど様々な形式で行われる。

### **【ペア読書】**

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。

### **【ビブリオバトル(書評合戦)】**

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

### **【ブックスタート事業】**

乳幼児健診に参加した親子に、図書館員や保健師等が家庭読書の啓発や読み聞かせの実演をし、「絵本」や「地域の子育て情報紙」等を配布することで、赤ちゃんのうちから本に親しむ環境づくりを支援する活動。1992年にイギリスでスタートした。

### **【セカンドブック事業】**

ブックスタートに続く事業で子どもたちの成長に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援するために「本」をプレゼントする活動。

### **【サードブック】**

「ブックスタート」「セカンドブック」に続いて、子どもたちに本をプレゼントする事業。

### **【対面朗読】**

視覚障がい者等に対し、希望する本を直接読んで聞かせる。

### **【鹿児島県視聴覚障害者情報センター】**

障がいのある人のための総合的な福祉センターとして整備された「ハートピアかごしま」の4つの施設の1つ。点字資料等の制作及び貸出しを行っている。

### **【アクセシブルな書籍】**

視覚障がい者等が利用しやすい書籍。（読書バリアフリー法第2条第2項）例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布絵本等がある。

## 〔LLブック〕

読むことに困難が伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢にあった内容を、わかりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。

## 〔拡大図書〕

視力が低下した人や、高齢者などにも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、既存の本を読みやすい大きな文字に書き直して作られた「拡大写本」のこと。

## 〔触る絵本〕

触ることによって読むことができる絵本。すでに出版されている絵本の変形で文字のところには点字を、挿絵の部分は樹脂インクで凸状にしたり、布や毛糸などを貼り付けたりして立体的にわかる工夫がされている。

## 〔布の絵本〕

本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付けたり、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、ひもで止めはずしができるようにしたり、文の部分を手書きしたり、絵本と遊具の性質を兼ね備えた絵本。

## 〔音訳図書〕

聴いて読書できるように、朗読した声を収録したもの。